給与支払者様

和歌山県

個人住民税の特別徴収義務に関するお知らせ

日頃は、税務行政の推進に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、所得税の源泉徴収義務者である給与支払者には、法令により、従業員の個人住民税についても給与から天引きし、従業員が在住する各市町村へ納入する(これを「特別徴収」と言います。)義務が課されています。

そこで、和歌山県内のすべての市町村と県では、すべての事業者の方にこの特別徴収を 行っていただくための取組を推進しています。

このたび、岩出市では、原則として、所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業者を対象に、平成30年度から特別徴収義務者として指定させていただきますので、御理解を賜りますようお願いします。

なお、<u>以下のa~dに該当する給与所得者(従業員)は特別徴収の対象となりませんので、該当する方がおられる場合は、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄にa~dの記載をお願いいたしま</u>す。

また、既に特別徴収義務者として特別徴収を実施されている場合でも、以下の  $\mathbf{a} \sim \mathbf{d}$  の 要件に該当しない給与所得者(従業員)がおられる場合は、特別徴収で納付していただく ことになりますので、御了承ください。

#### 【普通徴収で納付いただける方】

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期(毎月支給されていない)な方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方(乙欄該当者)

特別徴収の推進の取組や特別徴収に係る事務手続きなどで、ご不明な点等がございましたら、お手数ですが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

岩出市 税務課 市民税係

特別徴収担当

電話:0736-62-2141

(内線 141~144)

# 和歌山県と県内すべての市町村は、

# 平成30年度から

## 個人住民税の特別徴収を徹底します。

- 特別徴収未実施の事業主の方を原則として特別徴収義務者に指 定させていただきます。
- 既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている る従業員の方がいる場合、特別徴収していただきます。
- 〇 「普通徴収切替理由書兼仕切紙」の提出がない事業主の方は、 今後、指定予告通知等を送付させていただきます。

特別徴収義務者に指定する対象者(事業所)

### 所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者。

ただし、次の方は普通徴収(従業員が自分で納付)とすることができます。 <u>給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、</u> 給与支払報告書個人別明細書摘要欄に次の略号を記載願います。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期(毎月支給されていない)な方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方(乙欄)

#### 普通徴収該当者がおられる場合・・・

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼 仕切紙」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明 細書摘要欄に略号を記載願います。

※要件に該当する場合は、申し出により普通徴収を当面認めます ので、給与支払報告書と併せて「普通徴収切替理由書」により、 届け出てください。



